

茅ヶ崎市中小企業融資制度

市では、市内中小企業者の経営の安定と促進を図るため、金融機関と協調して、市融資制度を設けています。

頑張る中小企業を応援します！

お問い合わせは、取扱金融機関または茅ヶ崎市産業振興課まで
茅ヶ崎市経済部産業振興課 TEL0467-82-1111 (内線2391～2393)



【制度概要】条件を満たせば、低金利での融資をご利用いただけます。(補助制度は裏面参照)

資金名	対象となる人	提出書類 (本人確認書類が 必要です。)	用途	限度額	融資利率	融資 期間	保証人 担保	信用 保証
振興資金	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる方 ●市税の滞納がなく必要な申告義務を完了している方 ●許可または許可等を必要とする業種については、関係官庁の許可または認可を得ていること 	<ul style="list-style-type: none"> ○茅ヶ崎市中小企業振興資金融資申込書 ○業種及び申込者の本人確認ができる書類(税務署の收受印がある確定申告書等) ○許認可証の写し(許認可の必要な業種の場合) ○委任状(代理申請の場合) 	運転資金	2,000万円	2.3%以内	84か月以内 (7年)	融資を受けようとする方と取扱金融機関が協議して定める	必要に応じ取扱金融機関が定める
			設備資金	3,000万円	2.3%以内	120か月以内 (10年)		
経営安定特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業振興資金と同じ ●最近3か月または6か月の売上高が前年または前々年同期に比べて3%以上減少している方 	<ul style="list-style-type: none"> ○茅ヶ崎市中小企業経営安定特別資金融資申込書 ○茅ヶ崎市中小企業経営安定特別資金融資対象確認書 ○業種及び申込者の本人確認ができる書類(税務署の收受印がある確定申告書等) ○売上減少の確認ができる書類 ○許認可証の写し(許認可の必要な業種の場合) ○委任状(代理申請の場合) 	運転資金	3,000万円	1.8%以内 (融資期間が84月以内の場合は1.4%以内)	120か月以内 (10年)		
小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業振興資金と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ○茅ヶ崎市中小企業小口資金融資申込書 ○業種及び申込者の本人確認ができる書類(税務署の收受印がある確定申告書等) ○許認可証の写し(許認可の必要な業種の場合) ○委任状(代理申請の場合) 	運転資金・設備資金	500万円	1.9%以内 (融資期間が12月以内の場合は1.6%以内)	36か月以内 (3年)		

* 市窓口で市融資制度の利用申込み後、金融機関や信用保証協会への融資申込み・審査があります。

令和3年4月1日より申請における押印廃止に伴い、本人確認書類が必要となります。

【法人の場合】税務署の收受印がある確定申告書、許認可証※、法人の印鑑登録証明書など
(履歴事項全部証明書はどなたでも取得可能なため、本人確認の書類とはなりません。)

【個人事業主の場合】税務署の收受印がある確定申告書、許認可証※、開業届、免許証など公的機関が発行している証明書

※ 許認可証は申込者と許可対象者が一致している場合のみ本人確認書類となります。

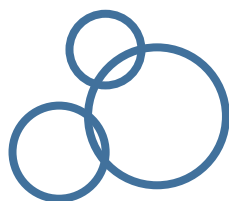
【取扱金融機関】

- 横浜銀行（茅ヶ崎支店、藤沢中央支店）
- スルガ銀行（茅ヶ崎支店）
- 神奈川銀行（茅ヶ崎支店、辻堂支店）
- 静岡中央銀行（香川支店、寒川支店、善行支店）
- 湘南信用金庫（茅ヶ崎営業部、茅ヶ崎南口支店、小和田支店、若松町支店、高田支店、寒川支店、藤沢支店）
- 中南信用金庫（茅ヶ崎支店）
- 三菱UFJ銀行（茅ヶ崎支店）
- かながわ信用金庫（辻堂支店、湘南ライフタウン支店、羽鳥支店、藤沢営業部）

*スルガ銀行は茅ヶ崎鶴が台支店、浜見平支店、辻堂支店、湘南ライフタウン支店でもご相談できます。

*三菱UFJ銀行のご利用を希望する場合は、藤沢支店へご相談ください。

補助制度



【利子補給】 補助対象期間に支払われた利子の一部を補助します。

補助対象資金	補助期間	補助利率
振興資金（設備）	融資開始から3年間	利率のうち、1/2相当額
経営安定特別資金	融資開始から2年間	利率のうち、1%相当額
小口資金	融資開始から1年間	利率のうち、1.2%相当額

*毎年2月頃に市より対象となる事業者の方へ申請書等を送付します。

【信用保証料補助金】 信用保証協会に払い込まれた保証料の一部を補助します。

補助対象融資	補助額（上限25万円）	
• 茅ヶ崎市 中小企業融資制度 （振興資金・経営安定特別資金・小口資金） • 神奈川県 創業支援融資	保証料が10万円以内	保証料相当額
	保証料が10万円超～40万円未満	10万円+保証料額から10万円を引いた額の1/2
	保証料が40万円以上	25万円
• 神奈川県 小規模クイック融資 • 神奈川県 小口零細企業保証資金	保証料が20万円以内	保証料の1/2相当額
	保証料が20万円超～80万円未満	10万円+（保証料額の1/2から10万円を引いた額の1/2）
	保証料が80万円以上	25万円

*提出期限は融資実行日から1年以内です。

*申請書等に必要事項を記入し、神奈川県信用保証協会藤沢支店に提出してください。

（申請に関しては、取扱金融機関または市産業振興課へご相談ください）。